

別紙 2
特定個人情報の移転先

※番号法第 9 条第 1 項 別表の項番

No.	移転先	法令上の根拠 ※	事務	移転する情報
1	健康推進課	14	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
2	生活援護課	23	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
3	市税収納課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
4	住まいづくり推進課	27	公営住宅法による公営住宅（昭和二十六年法律第百九十三号第二条に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
5	国民健康保険課	44	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
6	窓口サービス課	46	国民年金による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報
7	住まいづくり推進課	52	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税 対象者情報

8	高齢福祉課	61	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
9	障害福祉課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
10	障害福祉課	70	母子健康法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
11	子育て応援課	81	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
12	医療助成課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
13	生活保護課	95	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
14	介護保険課	100	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
15	障害福祉課	107	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
16	保育事業課	番号法第9条 127	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報